

「ふくしま地域産業6次化イノベーター」登録者募集要領

1 ふくしま地域産業6次化イノベーター登録者の募集

福島県における地域産業の6次化を推進するため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発やビジネスモデルの課題解決、販売戦略の再構築等の革新を支援する専門家である「ふくしま地域産業6次化イノベーター」の候補者を募集します。

(平成25年度までは「6次産業化プランナー」として登録していたものです。)

2 ふくしま地域産業6次化イノベーターの主な業務内容

福島県と委託契約を締結する農林漁業者等の地域産業6次化を推進する支援機関(以下「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」という。)からの依頼に応じて、下記の区分により、地域産業6次化支援の業務を行っていただきます。

また、共通業務として、福島県やふくしま地域産業6次化サポートセンター等が企画、開催する研修会及び交流会での講師等を依頼する場合があります。

(1) ビジネスプランナー

地域産業6次化の新たな事業計画の作成や販売戦略の構築を支援するとともに、地域産業6次化の取組みの課題に対する解決方法を提案する。(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップを含む。)

(2) プロダクトデザイナー

商品のストーリー作りやパッケージ及びネーミングデザイン、POPの作成等、新商品開発や商品改良を支援する。

(3) セールスアドバイザー

販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援する。

3 応募資格

ふくしま地域産業6次化イノベーター登録者に応募しようとする者は下記の要件を全て満たしていることとします。

(1) 一般要件

次のア又はイの要件を満たしていること。

ア 以下の2以上の分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野についての実績を有していること。

(ア) 福島県内の農林水産物の生産

(イ) 農林水産物の加工

- (ウ) 農林水産物や加工品の流通
- (エ) 農林水産物や加工品のマーケティング
- (オ) 農政や食品安全等に関する法令、制度
- (カ) 経営管理
- (キ) 輸出
- (ク) ICT
- (ケ) 観光
- (コ) バイオマス・再生エネルギー
- (サ) ブランド戦略
- (シ) デザイン

イ 前項の実績がない場合でも、高度な知識を有すると認められること。

(2) その他

農林漁業者等に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言を行う能力を有していること。

4 ふくしま地域産業6次化イノベーター登録者の選定方法

- (1) 登録申請書類に基づき、福島県とふくしま地域産業6次化サポートセンターにおいてふくしま地域産業6次化イノベーター登録者を選定します。
- (2) 選定結果については、全ての登録申請者に対して通知します。
なお、選定に係る経過、選定結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 業務形態及び謝礼等

ふくしま地域産業6次化サポートセンターからの依頼を受けて実施する上記2の業務に係る謝金として8,950円/時間(ただし1日の業務従事時間は3時間以内)を支給します。

また、ふくしま地域産業6次化サポートセンターが依頼する出張業務については、別途福島県旅費規定に準じて、旅費を支給します。

6 応募方法

- (1) 応募に当たっては、事前に次の事項について御確認ください。
 - ア この募集は、ふくしま地域産業6次化イノベーター候補者を募集するものであり、実際にふくしま地域産業6次化イノベーターとして活動をしていただくには、ふくしま地域産業6次化イノベーターバンクに登録される必要があります。
 - イ ふくしま地域産業6次化イノベーターとして活動していただくには、ふ

くしま地域産業6次化サポートセンターからの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。

ウ ふくしま地域産業6次化イノベーターの選定及び登録に当たり、提出された申請書の内容については、福島県とふくしま地域産業6次化サポートセンターで共有します。

エ 応募者及びその取組について、必要に応じて本人への確認や関係者への調査を行うことがあります。

オ ふくしま地域産業6次化イノベーターの学識や経験をより広く周知するため、氏名、専門分野等を公表することがあります。

また、ふくしま地域産業6次化イノベーターの周知・広報活動にこれらを使用する場合であっても、これらに対する対価は支払いません。

カ 応募内容に虚偽があった場合、その応募に基づく選定結果は無効とさせていただきます。

(2) 応募は、自薦によるものとし、「ふくしま地域産業6次化イノベーター登録申請書」(別紙)に必要事項をご記入の上、下記により提出してください。

なお、提出された書類等は返却いたしません。

ア 提出部数

1部

イ 提出期限

随時募集します。

ウ 提出先

ふくしま地域産業6次化サポートセンター

福島県中小企業団体中央会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階

TEL 024-536-1265 FAX 024-536-1217

7 イノベーター登録意向調査

イノベーター登録後、必要に応じて登録継続の意向調査を実施いたします。

8 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、承諾をいただいた利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。

附則 この要領は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月20日から施行する。